

「公認D級審判員の活動範囲および自主的な活動について」

平素より、ボッチャの普及・発展ならびに大会運営にご協力いただき、ありがとうございます。

このたび、公認D級審判員の活動範囲等について、審判員有志の方々によるお問い合わせがありました。

資格制度への理解を深めていただくため、協会としての考え方をお知らせいたします。

1. 公認D級審判員の技能の範囲について

「日本ボッチャ協会 公認審判員資格制度（令和8年4月改訂版）」では、D級審判員の技能の範囲を、次のとおり定めています。

- ・フレンドリーマッチ版大会の審判員
- ・全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技の審判員
- ・全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技地区予選会の審判員および審判長

各大会における具体的な担当業務は、資格制度および大会の実施要項等に基づきます。

2. 自主的な勉強会・情報交換について

審判員が互いに経験や知識を共有し、競技規則や審判技術への理解を深めることは、活動の充実につながるものと考えています。D級審判員であることをもって、自主的な学習や情報交換を一律に制限する趣旨ではありません。

ただし、こうした活動と、公認審判員資格の取得・認定に関わる養成講習会の講師・講師補助としての活動やそれに類する指導は、区別する必要があります。D級資格の取得によって、他の審判員を指導する立場が付与されるものではありません。自主的な勉強会等では、その活動が協会の公認講習会や公式な指導であるとの誤解を招かないよう、活動の位置づけを明確にしてください。また、公認審判員であることのみをもって、個人の説明が協会の公式見解となるものではありません。

3. 競技規則や審判判断に関する情報の共有について

競技規則や審判判断について情報を共有する際は、当該大会に適用される競技規則、大会要項および協会からの公式な通知等を確認してください。規則本文に明記されていない事例や判断に迷う内容については、個人の経験や解釈、判断をあたかも公式なルールとして伝えることを避け、必要に応じて協会に確認してください。

4. 審判員としての活動姿勢について

審判員には、資格の級にかかわらず、選手や他の審判員、関係者を尊重した言動が求められます。

意見交換や助言にあたっては、相手の立場や意思を尊重し、互いに安心して学び、活動できる環境づくりにご協力ください。また、ボッチャが障がい者スポーツとして発展してきた背景を理解し、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりを尊重した対応をお願いいたします。

5. 今回の文書に関する情報提供のお願い

今回の文書には、提出者の氏名・連絡先が記載されていないため、記載内容について追加の説明を求めることができず、個別の事実確認に必要な情報が不足しています。文書には、協会から確認を求められた場合には、氏名を明らかにして説明や情報提供を行う意思がある旨が記されています。提出された方は、氏名・連絡先を明記のうえ、協会のお問い合わせ窓口までご連絡ください。併せて、具体的な事実関係や、根拠となる資料の出所等をお知らせください。お寄せいただいた個人情報や資料は、関係者のプライバシーに配慮し、本件の確認・対応に必要な範囲で取り扱います。